

(令和 7 年 3 月改正版)

認可地縁団体の手引

豊田市

目次

I 制度の概要

- 1 「地縁による団体」とは … 3 ページ
- 2 地方自治法一部改正に至る経緯 … 3 ページ

II 許可申請の手続き

- 1 申請できる団体 … 4 ページ
- 2 認可の要件 … 5 ページ
- 3 認可手続きの流れ … 6 ページ
- 4 認可申請に必要な書類等 … 7 ページ

III 認可後の地縁団体

- 1 認可地縁団体の性質 … 10 ページ
- 2 税関係の手続きと納税義務について … 11 ページ
- 3 不動産登記について … 12 ページ
- 4 地縁団体台帳（認可地縁団体証明）について … 12 ページ
- 5 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について … 13 ページ
- 6 告示事項変更手続きの流れ … 14 ページ
- 7 規約変更手続きの流れ … 15 ページ

Ⅳ 許可の取消と解散

- 1 認可の取消 … 16 ページ
- 2 認可地縁団体の解散 … 16 ページ

Ⅴ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

- 1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について… 17 ページ
- 2 申請の要件 … 17 ページ
- 3 申請の流れ … 18 ページ
- 4 特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料について… 20 ページ

- 様式集及び参考例** … 22 ページ

I 制度の概要

1 「地縁による団体」とは

「地縁による団体」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、一定の地域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、「自治区や自治会のように、区域に住所を有する人は誰でも構成員になることができ、良好な地域社会の維持・形成を目的として、住民の自主性により組織された団体」は、原則として地縁による団体であると考えられます。

2 地方自治法一部改正に至る経緯

地縁による団体は、従来、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置付けられており、不動産等の資産を保有している場合、団体名義では不動産登記することができませんでした。そのため、「代表者個人の名義や住民複数の名義による登記」を行うほかなく、資産管理の面で、次のような問題が生じる恐れがありました。

■ 代表者個人名義・複数人名義での登記により発生する問題点 ■

- ① 代表者が奇貨としてその不動産を第3者に売却してしまう
- ② 代表者が死亡してその相続人らが誤解して相続してしまう
- ③ 代表者個人の債権者がその不動産を差し押さえてしまう
- ④ 複数人名義で登記したが、死亡による相続人が不明になってしまう

こうした問題に対処するために、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成3年4月2日公布施行）において、「地縁による団体が一定の手続きの下に法人格を取得できる」規定が盛り込まれました。

地縁による団体が一定の手続きを行い、「市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することができ、団体名義で不動産登記することができる」ようになります。

このように、市の認可により「法人格を取得した地縁による団体のことを「認可地縁団体」と言います。

Ⅱ 許可申請の手続き

1 申請できる団体

地方自治法において、法人格付与の対象となるのは「地縁による団体」に限られます。

以下のような団体については「地縁による団体」には該当しないため、申請を行うことができません。

申請できない団体	具 体 例
■ 特定の目的の活動だけを行う団体	・ スポーツや趣味の同好会 ・ 伝統芸能保存会 ・ 環境保全団体 …等
■ 住所以外に「年齢」「性別」などの加入要件がある団体	・ 高齢者クラブ ・ 青年会 ・ 女性会 …等

また、これまでは認可の目的は、法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記をすることができるようにすることにあるため、現に不動産等を「保有している」もしくは「近い将来確実に保有する予定」であることが申請する際の必要な要件とされていた。

現在は、**認可の目的については不動産等の所有を前提としないもの**に見直されており、令和3年11月26日から、地縁による団体は「**地域的な共同活動を円滑に行うこと**」を目的として、認可を受けることができるようになりました。

■ 認可地縁団体の合併について ■

令和5年4月1日から、豊田市内の他の認可地縁団体と合併することが可能になりました。合併を検討している団体は、事前に地域交流課へ相談してください。

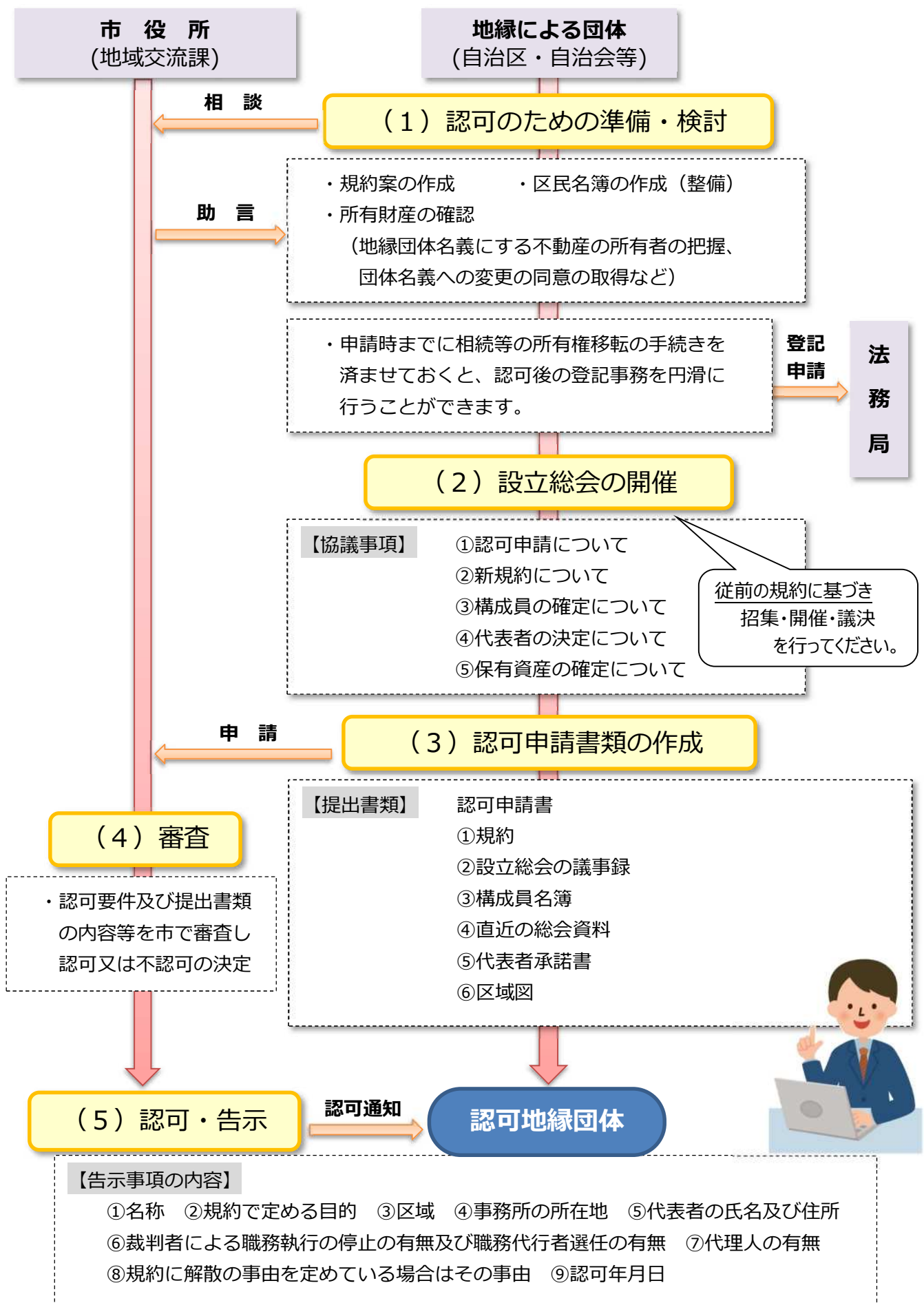
2 認可の要件

次のA～Dの**4項目**が認可の要件となります。(地方自治法第260条の2第2項各号)

なお、認可の後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可の取消となります。

項 目	要 件								
A 目 的	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動(住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など) を行うことを活動の目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 ①広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることが、規約に明記されている必要があります。 ②地域的な共同活動については、総会資料等で確認します。								
B 区 域	団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ①当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の状況によらなければなりません。								
C 構成員	団体の区域に住所を有するすべての個人は、その構成員になることができるものとし、現にその相当数の者が構成員となっていること。 ①区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨が規約に定められている必要があります。 ②相当数の者が現に構成員となっていることが、構成員名簿で確認できる必要があります。 ③「すべての個人」とは、年齢・性別等を問わず、その区域に住所を有する個人すべてを指します。 ④「相当数の者」とは、区域住民の過半数とします。								
D 規 約	以下の8つの事項が定められている規約であること。 <table border="0"> <tr> <td>①目的</td><td>②名称</td></tr> <tr> <td>③区域</td><td>④主たる事務所の所在地</td></tr> <tr> <td>⑤構成員の資格に関する事項</td><td>⑥代表者に関する事項</td></tr> <tr> <td>⑦会議に関する事項</td><td>⑧資産に関する事項</td></tr> </table>	①目的	②名称	③区域	④主たる事務所の所在地	⑤構成員の資格に関する事項	⑥代表者に関する事項	⑦会議に関する事項	⑧資産に関する事項
①目的	②名称								
③区域	④主たる事務所の所在地								
⑤構成員の資格に関する事項	⑥代表者に関する事項								
⑦会議に関する事項	⑧資産に関する事項								

3 認可手続きの流れ



4 認可申請に必要な書類等

申請する際に必要な書類については、以下の点に注意してください。

■ 認可申請書 （様式は23ページ）

■ 規約 （参考例は25ページ）

規約には、地方自治法第260条の2第3項に定める 8つの事項のすべてが記載されている必要があります。

① 目 的

特定の活動のみを目的とするのではなく、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが目的」である旨を明記することが必要です。

② 名 称

団体の正式名称を記載してください。特に制限はありませんが、「〇〇自治区」「△△町内会」といった名称でよいと解されています。

③ 区 域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていることが必要です。

④ 事務所の所在地

団体の事務所の所在地は、1ヶ所に限ります。規約には、地番による明記のほか、「代表者の自宅に置く」、「〇〇集会所に置く」と明記しても構いません。

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有する個人すべてが、団体の構成員になり得ること、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを、必ず定めなければなりません。

⑥代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事項を明記することが必要です。また、役員の任務分掌なども規約に規定したほうが望ましいです。

⑦会議に関する事項

通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を明記する必要があります。また、役員の選出方法、事業計画、会費徴収、予算決算、規約の改正等についても規定したほうが望ましいです。

表決権については、特に注意する必要があります。原則的に、表決権は平等（会員個人で一票）である必要があります。しかし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的である場合には、表決権を世帯単位に平等なもの（世帯単位で一票）としても良いとされています。ただし、規約の変更、財産の処分などの重要事項については、原則構成員個人で一票の表決権となります。

⑧資産に関する事項

固定資産、流動資産を問わず、すべての資産の構成等を定めておく必要がありますので、財産目録を作成してください。なお、規約には、「資産の構成は別に定める財産目録による」とすることも可能です。

■ 総会議事録（参考例は35ページ）

認可を申請することについて、総会で正式に議決したことを確認しますので、以下の議題について審議・承認され、議長及び議事録署名人の署名のある総会議事録（写しで可）を提出してください。（※規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と押印の両方が必要です。）

【協議事項】

- ① 認可地縁団体認可申請について
- ② 新規約について
- ③ 構成員の確定について
- ④ 代表者の決定について
- ⑤ 保有資産の確定について

■ 構成員名簿 （参考例は36ページ）

区域内に住所を有する全ての個人が構成員になることができる必要があり、その相当数の者が現に構成員となっていることが必要です。設立時の構成員全員の氏名、住所が記載された名簿を提出してください。（名前と住所の記載があれば、既存の区民名簿でも可）

■ 直近の総会資料

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを確認します。

■ 代表者承諾書 （様式は37ページ）

申請者を代表者として選出する旨を決定したことは、総会議事録で確認しますので、申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書（申請者本人の署名があるもの）を提出してください。

また、自治区以外（自治会など）の場合は、その地縁による団体が属している自治区長の承諾書もあわせて提出してください。

■ 区域図

区域を示した図面を提出してください。

なお、認可申請関係に必要な書類については、22ページ以降の「様式集及び参考例」を参考にしてください。

Ⅲ 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の性質

認可を受けた地縁による団体は、法的な位置づけが変わり、**権利能力**や**義務**を有することになりますが、従来の自治区・自治会活動等はまったく変わりません。したがって、**認可を受けた自治区・自治会と市との関係などについても基本的に変わりません。**

権 利	■ 団体名義での資産登記 不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。ただし、登記には費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）がかかります。
	■ 団体名義での法律行為 団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。
義 務	■ 税関係の手続きと納税義務 11ページ参照 - 認可後には、法人の設立に関する届出等を県税事務所、市役所市民税課等に提出しなければなりません。 - 法人としての納税義務が発生します。ただし、収益事業を行わない場合は、登録免許税を除き、減免となる場合があります。
	■ 告示事項の変更手続き 14ページ参照 代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容について変更があった場合は、市へ届出が必要となります。
	■ 規約の変更手続き 15ページ参照 団体の名称や区域など、規約の内容を変更する場合には、市の認可が必要となります。事前に地域交流課に相談のうえ、市の認可を受けてください。
	■ 財産目録、構成員名簿の作成と備え置き - 財 産 目 録…認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。 - 構成員名簿…構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。なお、認可申請時以外は、市への報告・提出は不要です。
	■ 総会開催の義務 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、通常総会を開いてください。

2 税関係の手続きと納税義務について

認可を受けた地縁による団体は、公益法人等とみなされ、税法上における納税義務者となりますので、下表の書類を速やかに提出しなければなりません。

	認可地縁団体の認可を受けた法人	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
豊田税務署 〒471-8521 豊田市常磐町 1-105-3 電話 0565-35-7777		・法人設立届出書 ・収益事業開始届出書
愛知県豊田加茂県税事務所 (法人県民税事業税担当) 〒471-8537 豊田市元城町 4-45 電話 0565-32-7482	・法人の設立等に関する報告書 【必要なもの】 ・団体規約	・法人の設立等に関する報告書 ・国税の収益事業開始届出書の写し
豊田市役所市民税課 (法人担当) 〒471-8501 豊田市西町 3-60 電話 0565-34-6617	・法人の設立等に関する届出書 【必要なもの】 ・団体規約	・法人の設立等に関する届出書 ・国税の収益事業開始届出書の写し

【参考 1】 認可地縁団体の主要税目の課税

税の種類		認可地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割（年 50,000 円）のみ課税 ★申請することで減免可能	課税 （均等割と法人税割額）
	事業所税	非課税 （収益事業以外の事業に係る事業所床面積等に対して）	課税 （収益事業に係る事業所床面積等に対して）
	固定資産税	課税 ★その資産が「公共の用」に資するものであれば、申請することで減免可能	
県税	法人県民税	均等割（年 21,000 円※）のみ課税 ★申請することで減免可能	課税
	法人事業税	非課税	課税
国税	法人税	非課税	課税

※ 法人県民税の均等割については、「あいち森と緑づくり税」として、従前の均等割額（年20,000円）に5%相当額が加算されています。（平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分が対象）

【参考 2】 登記などに伴う主要課税関係について

税 目		内 容
県税	不動産取得税	課税 自治区等住民が組織する地域団体が、専ら公共の用に供する集会所等を取得した場合については、申請により減免できる場合があります。詳しくは、県税事務所にご相談ください。
国税	登録免許税	課税 登記の原因により、税額が異なります。詳しくは、法務局に確認してください。

※ 不動産登記の手続きについては、司法書士等の専門家に依頼をしてください。また、費用については、見積等を取得してください。

3 不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（名古屋法務局豊田支局）での手続きが必要となります。

不動産登記をする際に必要となる「地縁団体台帳（認可地縁団体証明）」と「印鑑登録証明書」は市役所で交付しておりますが、別途、法務局が定める必要書類などについては、法務局に確認してください。

名古屋法務局 豊田支局

〒471-8585

豊田市常磐町1-105-3 （豊田合同庁舎）

電話 0565-32-0006

窓口取扱時間 平日8時30分～17時15分

4 地縁団体台帳（認可地縁団体証明）について

不動産登記をする際には、地縁団体台帳（認可地縁団体証明）が必要となります。

■地縁団体台帳（認可地縁団体証明）の発行

＜受付窓口＞ 各支所 又は 地域交流課（南庁舎4階）

＜手数料＞ 1通250円

＜必要なもの＞ 認可地縁団体証明願（指定様式）

5 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。また、不動産登記をする際は、印鑑登録証明書が必要となります。

■ 団体名義の印鑑登録 …代表者本人が手続きを行ってください。

＜受付窓口＞ 各支所 又は 市民課（南庁舎1階）

＜手数料＞ 無料

＜必要なもの＞

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書（窓口で記入）
- ・ 地縁団体として登録する印鑑（団体印）
- ・ 代表者個人の登録印（代表者の実印）
- ・ 代表者個人の印鑑登録証（代表者の登録カード）
- ・ 代表者個人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

＜印鑑登録できない印鑑＞

- ・ 認可地縁団体の名称を表していないもの
- ・ ゴム印その他の印鑑でその形態が変形しやすいもの
- ・ 印影の大きさが、1辺の長さ10mmの正方形より小さいもの
- ・ 印影の大きさが、1辺の長さ30mmの正方形より大きいもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ・ その他、認可地縁団体印鑑として適当でないと市長が認めたもの

■ 印鑑登録証明書 …代表者本人が手続きを行ってください。

＜受付窓口＞ 各支所 又は 市民課（南庁舎1階）

＜手数料＞ 1通150円

＜必要なもの＞

- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（窓口で記入）
- ・ 地縁団体として登録する印鑑（団体印）
- ・ 代表者個人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

6 告示事項変更手続きの流れ

代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容に変更があった場合は、市への届出が必要となります。

(1) 総会による決議

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、代表者等の変更についての議決を行ってください。

(2) 告示事項変更届出書の提出

各支所又は地域交流課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①告示事項変更届出書（指定様式）及び 別紙変更内容説明資料
- ②承諾書 ※代表者を変更した場合のみ必要
- ③総会資料 ※総会の議事録で内容が確認できない場合のみ必要
- ④総会の議事録

※変更内容について議決されたことがわかるもので、議長及び規約に定める数の議事録署名人の署名があること（規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と捺印の両方が必要です。）

(3) 告示事項変更の告示

地域交流課にて告示事項変更届の告示手続きを行ったのち、告示事項の変更手続きが完了した旨の通知文を送付します。

(4) 印鑑登録手続き（任意）

変更後は、再度、印鑑登録の手続きが必要です。（任意）

※印鑑証明が必要な場合は必ず印鑑登録の手続きを行ってください。

【認可地縁団体の印鑑登録手続】

■各支所 又は 市民課 （南庁舎 1 階）

- 必要なもの
 - ・認可地縁団体印鑑登録証明書（窓口で記入）
 - ・地縁団体として登録する印鑑（団体印）
 - ・新代表者個人の登録印（新代表者の実印）
 - ・新代表者個人の印鑑登録証（新代表者の登録カード）
 - ・新代表者個人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

7 規約変更手続きの流れ

規約の内容を変更する場合には、事前に地域交流課に相談のうえ、自治区総会で議決を得て、市の認可を受けてください。 なお、規約の内容のうち、「団体の名称」「事務所の所在地」「区域」「規約に定める目的」を変更した場合は、告示事項変更手続き（14ページ）を一緒に行ってください。

※運営細則等の変更の場合は、認可申請書の提出は不要です。

（１）事前相談

各認可地縁団体の規約の変更を行う場合は、変更する内容について**事前に地域交流課へご相談**ください。

（２）総会による決議

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、規約の変更についての議決を行ってください。なお、**変更前の規約の定め（総構成員4分の3以上（規約で別段の定めをしている場合は当該定めによる。）の賛成）による議決が必要です。**

※規約変更など、重要事項の議決に関する人数要件を変更することはできますが、少数の会員の意思により決することのないよう、慎重に判断してください。

（３）規約変更許可申請書の提出

各支所又は地域交流課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①規約変更認可申請書
 - ②新規約（案）
 - ③規約変更の内容及び理由を記載した書類
 - ④規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録）
- ※議事録には、**議長及び規約に定める数の議事録署名人の署名が必要です。（規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、印も必要）**
また、規約を変更する場合は、**総構成員4分の3以上（規約で別段の定めをしている場合は、当該定めによる。）の賛成により議決されたことがわかる**ように議事録を作成してください。

★運営細則等の変更は、認可申請書を提出する必要はありません。

（４）規約変更の認可

地域交流課にて規約変更の内容を審査し、認可後に決定通知書を送付します。

Ⅳ 許可の取消と解散

1 認可の取消

次の事項に該当する場合は、認可が取り消されます。

- ① 地方自治法第260条の2第2項各号に掲げられた 4つの認可要件（5ページ） のいずれかを欠くこととなったとき
- ② 不当な手段により認可を受けたとき

2 認可地縁団体の解散

次の事項に該当する場合は、認可地縁団体は解散となります。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産手続き開始の決定
- ③ 認可が取り消されたとき
- ④ 総会において、総構成員4分の3以上（規約で別段の定めをしている場合は、当該定めによる。）の賛成で、解散することが決議されたとき
- ⑤ 「相当数」（区域住民の過半数）の者が構成員となっていると認められなくなったとき

※破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所定の手続きを進めることとなります。

※令和4年8月20日から、解散したときの債権の申出の催告に関する公告の回数が「3回以上」から「1回」に変更されました。解散届出書などの提出については、地域交流課に相談してください。

V 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

平成27年4月1日に施行された地方自治法の一部改正により、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、登記名義人やその相続人のすべて又は一部の所在が知れない場合に、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記申請を行うことができるようにすることができる特例制度が設けられました。

2 申請の要件

認可地縁団体が所有する不動産に係る特例制度を利用する場合は、次の4つの要件をすべて満たしている必要があり、これらの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の提出が必要です。

★不動産登記の特例制度の適用を受けるための4つの要件★

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④ 当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

3 申請の流れ

(1) 事前準備

書類の作成等について、事前に地域交流課へご相談ください。

(2) 総会の開催

各認可地縁団体の規約に定めるところにより総会を開催し、以下の内容についての議決を行ってください。

【協議事項】

- ・ 申請不動産の所有に至った経緯についての議決
(保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がなかった場合)
- ・ 特例適用を申請する旨の議決

(3) 申 請

認可地縁団体がその所有する不動産についてこの特例の適用を受ける場合には、以下の書類を、各支所又は地域交流課に提出してください。

【提出書類】

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③ 特例適用を申請する旨の議決が確認できる総会議事録
※令和3年の法改正前に認可された団体については、総会議事録に代えて認可申請時に提出した保存資産目録又は保有予定資産目録等によって証明することができる。
- ④ 申請者が代表者であることを証する書類
※市が保有する認可地縁団体台帳で足りる。
- ⑤ 特例を受けるための一定要件を満たしていることを疎明するに足りる資料

20ページ参照

(4) 審 査

申請の要件、提出書類の内容等について地域交流課で審査します。

(5) 公 告 (3か月以上)

当該申請に係る不動産が登記の特例の適用を受けるための要件を満たしている
と確認できた場合、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることに異議
のある者は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を3か月以上公告します。

【公告する事項】

- ① 地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区
域及び主たる事務所
- ② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べ
ることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登
記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを
疎明する者であること
- ④ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

(6) 情報提供

公告をした結果、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることに異議を述
べるものが現れなかった場合には、市は関係者の承諾があったものとみなし、認可地
縁団体に公告をしたこと及び登記関係者が当該期間内に異議を述べなかったことを
証する情報を提供します。

認可地縁団体は、この情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記を申
請することができるようになります。

※異議を述べるものが現れた場合…

不動産の登記関係者（表題部所有者、所有者の登記名義人、これらの相続人）や
不動産の所有権を有することを疎明する者が異議を述べた場合は、公告による手続
きは中止となります。

市は、認可地縁団体に異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理
由等を通知しますので、認可地縁団体は異議を述べた当該者との協議等を行うこと
が可能となります。

4 特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料について

認可地縁団体が所有する不動産について、この特例の適用を受けるために一定の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料については、次のとおりです。詳細については、個別に地域交流課に相談してください。

～4つの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の具体例～

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

① 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書

② 上記①のほか、

- ・ 公共料金の支払領収書
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・ 旧土地台帳の写し
- ・ 固定資産税の納税証明書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 …等

③ 上記②の資料が入手困難な場合、入手が困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほかに、

- ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等（以下「精通者等」という。）の証言を記載した書面
- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 …等

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること

① 下記の書類

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市町村が保有する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） …等

② 上記①の資料が入手困難な場合、入手が困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほかに、

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて当該地縁団体の構成員であったものであることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記した書面 …等

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

① 下記の書類

- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 …等

※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料が添付できれば当該要件を満たすことになります。この場合、所在が判明している登記関係者には、特例制度を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

様式集及び参考例

【認可申請関係】

認可申請書	… 23ページ
認可地縁団体の規約作成上の留意事項	… 25ページ
地縁団体用自治区規約（参考例）	… 38ページ
設立総会の議事録（参考例）	… 46ページ
自治区会員名簿（参考例）	… 47ページ
承諾書	… 48ページ
設立総会の準備について	… 52ページ
・ 総会開催通知（参考例）	… 53ページ
・ 委任状（参考例）	… 54ページ
・ 書面表決（参考例）	… 55ページ
・ 設立総会議案（参考例）	… 56ページ
・ 総会の進め方（参考例）	… 58ページ
保有資産目録・保有予定資産目録 ※参考	… 60ページ
地縁団体認可審査票 ※参考	… 64ページ

【変更申請関係】

告示事項変更届出書	… 66ページ
規約変更認可申請書	… 70ページ
規約の変更内容及び理由説明資料（参考例）	… 72ページ
代表者の変更及び規約変更の際の議事録（作成例）	… 73ページ

【不動産登記の特例申請関係】

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	… 75ページ
---------------------	---------

【証明関係】

認可地縁団体証明願	… 77ページ
-----------	---------

年 月 日

豊 田 市 長 様
(地域交流課 扱い)

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を示した図面

認可申請書<記入例>

〇〇年 〇月 〇日

豊 田 市 長 様
(地域交流課 扱い)

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇 〇 自治区

所在地 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇 〇 〇 〇

住 所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を示した図面

認可地縁団体の規約作成上の留意事項

自治区等の規約を作成・見直しされる際に、ご活用ください。

必須事項

規約には、次の事項が必ず規定されていなければなりません。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

＜地方自治法：第 260 条の 2 第 3 項＞

※認可地縁団体の規約として地方自治法に規定があるものについては、
根拠条項等を記載しています。＜法＞とは地方自治法を指します。

規約例

【説明】

〇〇町自治区規約

【説明】

- ①「自治区」ではなく、「自治会」「町内会」など小さな単位で認可している事例もあります。以下の条文は、自治区で統一して表記していますが、自治会等に読み替えてください。

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この自治区は、〇〇町自治区（以下「自治区」という。）と称する。

【説明】

- ①認可地縁団体の名称には、地方自治法上の制限はありません。通常使用している名称を用いることが一般的です。

（目的）

第 2 条 自治区は、以下に掲げるような地域住民のふれあいを基礎とし、住民自治の本旨に則って明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。

- （１）地域住民、諸団体等の意見調整、連絡等に関すること。
（２）地域住民の相互扶助及び福祉に関すること。
（３）地域住民の生活環境整備及び生活安全に関すること。
（４）地域のコミュニティ活動の振興に関すること。
（５）集会施設の維持管理に関すること。
（６）その他前各号に関連する事業。

【説明】

- ①「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。
②スポーツや芸術など特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。
③この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。

＜法：第 260 条の 2 第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号＞

（運営の基本理念）

第 3 条 自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提とし

て民主的に運営されなければならない。 【説明】 ①この条文の記載は任意です。地方自治法上の定めはありません。
(区域) 第4条 自治区の区域は、〇〇町とする。 【説明】 ①「区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」とあることから、構成員のみならずその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる必要があります。このため、町・字・地番により表示されることが望ましいです。河川や道路等による区域の表示（例：●●町●●のうち▲▲川の北の区域）も市内の他住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。 ②条文を「自治区の区域は、〇〇町の一部とし、別表1に定めるところによる。」とし、規約の末尾に別表を設けることも考えられます。 ③区域の設定方法として、構成員名簿に記載の地番を列記することが考えられますが、将来的に住居建築が可能な土地が明らかである場合などはその地番を含め、「●●番地●から●●番地まで、▲▲番地から▲▲番地まで」といった幅をもたせた表記とすることで、新たな地番を追加するための規約改正の手間を省くことができます。 ＜法：第260条の2第2項第2号、第3項第3号、第4項＞
(主たる事務所) 第5条 自治区の主たる事務所は、〇〇〇区民会館におく。 【説明】 ①「主たる事務所」とは、1つの団体につき1箇所設ける事務所のことで、この所在地が団体の住所となります。「〇〇〇区民会館」とすることが一般的ですが、「豊田市●●町●●番地●」と地番により定めることも考えられます。 ②集会施設等が存在しない場合は、「代表者の自宅におく」とすることも可能です。 ＜法：第260条の2第3項第4号、第15項＞
第2章 会 員 (会員) 第6条 自治区の会員（以下「区民」という。）は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。 【説明】 ①「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」ことを規約に定める必要があり、年齢・性別・国籍等の条件を会員の資格とすることはできません。また、構成員を「世帯」とすることも認められません。 ②区域内の法人や団体、区域外の者は構成員にはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人、団体及び個人は、賛助会員となることができる」と規約に定めることは可能です。ただし、表決権等の団体の意思決定には関与できません。 ＜法：第260条の2第1項、第2項第3号、第3項第5号＞
(入会) 第7条 第4条に定める区域に住所を有する個人で自治区に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を区長に提出しなければならない。

2 自治区は、前項の入会申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。 【説明】 ①新規の入会を希望する者の入会手続きを定めるものです。入会の手続きは、「別に定める入会申込書の提出」または「区長へ（口頭で）申出」が一般的です。 ②入会に際し、「正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない」ので、役員会の承認や総会の議決を得なければならないといった制約を課すようなことはできません。入会の申し込みを拒む「正当な理由」とは、その者の加入により、団体の目的や活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。 ＜法：第 260 条の 2 第 3 項第 5 号、第 7 項＞
（退会） 第 8 条 区民が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。 （１）第 4 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 （２）本人より別に定める退会届が区長に提出された場合 2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 【説明】 ①退会の手続きは、入会の手続きと同様に退会希望者の意思が自治区として確認できるものとする必要があります。 ②本人の退会の意思について制約を課すことはできません。 ③長期の区費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの元に行うような扱いとすることが必要と考えられます。 ＜法：第 260 条の 2 第 3 項第 5 号＞
第 3 章 組 （組） 第 9 条 自治区に組を設ける。 2 組の区域は、地理的及び社会的条件を考慮して定めるものとするが、概ね 1 5 世帯程度を標準とする。 【説明】 ①この条文の記載は任意です。組については、地方自治法上の定めはありません。 （組長） 第 10 条 組に組長を置く。 2 組長の任期は、原則 1 年とし、組内の地域住民の持ち回りにより就任するものとする。 3 組長は、組内の地域住民の協力を得て次の事項を処理する。 （１）地域住民の意見の取りまとめ及び自治区運営への参画 （２）組内における行事の企画及び実施 （３）地域住民の異動状況の把握及び連絡調整 （４）区費等の徴収 【説明】 ①この条文の記載は任意です。組については、地方自治法上の定めはありません。
第 4 章 役 員

（役員）

第 11 条 自治区に次の役員を置く。

区 長	1 名
副区長	○名
会 計	○名
評議員	○名
監 事	○名

【説明】

- ①代表者（区長）1 人を必ず選出する必要があります。
- ②規約または総会の決議で、監事を 1 人または複数名置く必要があります。
- ③代表者（区長）と監事以外の役員については、地方自治法上の定めはありません。
- ④代表者（区長）以外の役員は、定数を運営細則で定めることも可能です。その場合は第 2 項を「前項の副区長、会計、評議員、監事の定数は、運営細則により別に定める。」と定めます。
＜法：第 260 条の 2 第 3 項第 6 号、第 260 条の 5、第 260 条の 11＞

（役員の選任）

第 12 条 役員は、総会において、区民の中から選任する。

2 監事は区長、副区長及びその他の役員を兼ねることはできない。

【説明】

- ①役員の選任は、選挙・推薦・指名などの方法により総会において行うことが適当です。このほか、役員会で選出した後に総会で承認を得て選任することも考えられます。
- ②監事が他の役員を兼職することは、区務の執行を監査する職務上避けるべきです。

（役員の職務）

第 13 条 区長は自治区を代表し、区務を総括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは職務を代行する。

3 会計は、自治区の会計事務を掌理する。

4 評議員は、区務を審議する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

（1）本自治区の会計及び資産の状況を監査すること。

（2）区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

（3）会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要があると認めたときは、総会の招集を請求すること。

【説明】

- ①運営上の役員の職務を理解してもらうためにも、具体的な職務の内容を明らかにしておくことが適当です。
- ②法律上団体の代表権は代表者（区長）1 人に帰属しますので、区長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて、副区長が区長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。
- ③監事の職務については地方自治法に規定されているとおりに定める必要があります。

＜法：第 260 条の 6 から第 260 条の 8 まで、第 260 条の 12＞

（任期）

第 14 条 役員の任期は〇年とし、留任を妨げない。

2 役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【説明】

①役員の任期に法律上の制限はありません。

②役員の解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定め（総会での議決）をする必要があります。

（相談役・顧問）

第 15 条 前区長をもって区の相談役とし、相談役は区長の要請により、会議等に出席して意見を述べることができる。

2 役員会は、市議会議員・学識経験者等の内から区の顧問を委嘱し、必要に応じて意見を求めることができる。

【説明】

①この条文の記載は任意です。地方自治法上の定めはありません。

（部の設置等）

第 16 条 区長は、第 2 条に定める事業を実施するため、次の部を置き、役員又は区民の中から部長を指名する。なお、必要に応じて組長等のなかから部員を選任することができる。

（１）総務部

- ・総会、評議員会、役員会等に係る準備、そのほか他の部に属しないことを担当する。
- ・自治区関係書類等の整理保存、自治区財産・備品等の管理、自治区規約等の検討等に関するを行う。

（２）広報部

- ・自治区だよりや各種案内、通知等の編集発行を行う。

（３）環境防災部

- ・自治区内の防疫、清掃、ごみ減量、河川美化、道路愛護等の生活環境及び自主防災に関することを担当する。
- ・部長は、市の環境委員を兼務する。
- ・指定ゴミ袋の斡旋事務等を取扱う。

（４）交通防犯部

- ・交通安全、防犯思想の普及及び防犯灯に関することを担当する。
- ・部長は市の交通安全委員を兼務する。

（５）体育文化部

- ・子ども会、高齢者クラブ、青年会、女性会等の連絡調整及びお祭り、盆おどり等ふれあい行事に関することを担当する。
- ・自治区諸団体会議及び共済制度に関することを担当する。

（６）福祉部

・地域福祉思想の啓発、敬老会等に関することを担当する。 ・社会福祉協議会関係事務を担当する。
【説明】 ①部については、地方自治法上の定めはありません。「区長は、第2条に定める事業を実施するため、必要な部を置く。設置の必要な部は、細則により別に定める。」と定めることもできます。
（役員等の手当） 第17条 自治区は、役員等がその職務を遂行するうえで要する経費を支弁するため、手当を支給することができる。 2 前項の手当は運営細則で定め、予算の議決を受けなければならない。
【説明】 ①この条文の記載は任意です。地方自治法上の定めはありません。
（自治区事務員） 第18条 自治区には、事務員を置くことができる。 2 前項の事務員の任免、待遇等については役員会が運営細則で定める。
【説明】 ①この条文の記載は任意です。地方自治法上の定めはありません。
第5章 総会 （総会の種別） 第19条 自治区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。
【説明】 ①「認可地縁団体の代表者は少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない」とされ、また、「認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる」と規定されています。 ＜法：第260条の2第3項第7号、第260条の13、第260条の14＞
（総会の構成） 第20条 総会は、区民をもって構成する。
【説明】 ①法に「…毎年1回、構成員の通常総会を…」とあるように、会員が総会の構成員となります。 ＜法：第260条の13＞
（総会の権能） 第21条 総会は、この規約に定めるもののほか、自治区の運営に関する重要なことを議決する。
【説明】 ①総会は、認可地縁団体の最高意思決定機関として、規約において代表者や役員会に委任したものの以外のすべての事項について議決できることとなります。 なお、総会で議決すべき重要事項として、規約に定める役員の選任、規約の改正、解散、残余財産の処分のほか、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定、決算の承認などがあげられます。 ＜法：第260条の16＞
（総会の開催）

第 22 条 通常総会は、毎年 3 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 総区民の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【説明】

①通常総会は、少なくとも毎年 1 回は開催する必要があります。また、年度終了後 3 か月以内に財産目録を作成する必要があります。このため、事業報告及び決算を作成し承認を得るための通常総会を年度終了後 3 か月以内に開催しなければならないこととなります。「毎年●月」や「毎年度決算終了後●ヶ月以内」とする団体が多いです。

②総構成員の 5 分の 1 以上から請求があれば、代表者（区長）は臨時総会を招集する必要があります。この「5 分の 1」の定数を規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことのないよう留意する必要があります。

＜法：第 260 条の 4、第 260 条の 13、第 260 条の 14＞

(総会の招集)

第 23 条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を示して、開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

【説明】

①総会の招集は、代表者（区長）が行うこととなりますが、規約例第 22 条第 2 項第 2 号及び第 3 号による請求があった場合も適切な期間内に招集する必要があります。

②招集の方法は、少なくとも 5 日前までに会議の目的を示し、規約に定める方法により通知を行う必要があります。また、規約に定められている事項を除きあらかじめ通知を行った事項についてのみ議決ができることとされています。

＜法：第 260 条の 15、第 260 条の 17＞

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

【説明】

①総会の議長は、必ず、出席した会員の中から選出する必要があります。「総会の議長は、区長がこれに当たる」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、区民の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次条第 2 項各号に規定する議案を除く事項に関しては、世帯数の半数以上の出席があれば、開会することができる。

【説明】

①総会の定足数については、最高意思決定機関としての位置付けから、会員（世帯数）の 2 分の 1 以上の出席とするのが適切と考えられます。

(区民の表決権)

第 26 条 区民は、総会において各々1 箇の表決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号を除き、表決権は世帯で 1 箇とする。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 財産の処分に関すること。

(3) 解散に関すること。

【説明】

①会員の表決権は、「認可地縁団体の各構成員の表決権は平等とする」との規定により、各会員の表決権は平等として各々1 箇の表決権を有することになります。未成年者（18 歳未満）の表決権の行使については、民法第 5 条の規定により法定代理人（通常は親権者）の同意を得て行われることになります。

②通常の自治区においては、世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきました。そうしたことを勘案し、規約例第 2 項の規定（重要事項以外は世帯の表決権を 1 票とすること）を設けることは可能です。ただし、各個人の表決権を奪うことはできないため、世帯の代表者 1 人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使するという意味合いになります。世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると団体内で認められる事項に限られます。したがって、規約改正・財産処分・解散の議決を世帯で 1 票とする運用は、適当とは考えられません。

＜法：第 260 条の 18＞

（総会の書面表決等）

第 27 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 25 条及び次項の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

3 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

【説明】

①総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合等にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。

②委任による表決権の代理行使において、法律上は必ずしも「委任状」の提出を必要としませんが、代理人を選任して代理権の存在を明確にしておくことが一般的です。

③電磁的方法とは、電子メールや専用ウェブサイト、アプリケーション等を利用した表決などで、出力して書面にすることが可能なものである必要があります。

④議決に要する会員数については、特に重要な事項として規約に定めている事項を除き、出席した会員の過半数をもって決するところのが適切と考えられます。

⑤「可否同数の場合は議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。

＜法：第 260 条の 18＞

（総会の議事録）

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならな

い。

(1) 日時及び場所

(2) 区民の現在数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名をしなければならない。

【説明】

①会議が有効に成立し、議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。

②議事録は、市へ提出する認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要な書類です。

③議事録の「署名」について、「記名押印」とすることも可能です。

第 6 章 役 員 会

（役員会の構成）

第 29 条 役員会は、第 11 条に定める者をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しないものとする。

【説明】

①役員会について地方自治法上の規定はありませんが、総会をたびたび開催することは困難であるため、役員会を構成し、実務上の執行に関する事項等は役員会で決定することが適当です。

②監事は、区務の執行を監査する職務上、役員会に出席したとしても表決権は有しないこととします。

（役員会の権能）

第 30 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項

【説明】

①地方自治法上に定めはありませんが、実務を行う役員会については記載すべきです。

（役員会の招集等）

第 31 条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

【説明】

①地方自治法上に定めはありませんが、実務を行う役員会については記載すべきです。

（役員会の議長）

第 32 条 役員会の議長は、区長がこれにあたる。 【説明】 ①地方自治法上に定めはありませんが、実務を行う役員会については記載すべきです。
(役員会の定足数等) 第 33 条 役員会には、第 25 条第 1 項及び第 27 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 【説明】 ①地方自治法上に定めはありませんが、実務を行う役員会については記載すべきです。
(諸団体会議) 第 34 条 自治区は、第 2 条の目的を達成するため、必要に応じて自治区内諸団体会議を開催する。 2 諸団体会議は、個人、グループ等を含め、その都度必要な出席範囲を区長が決めて招集する。 3 諸団体会議の議題は、すべての区民が提案できる。 【説明】 ①この条文の記載は任意です。地方自治法上に定めはありません。
第 7 章 財 務 (区費) 第 35 条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。 【説明】 ①区費は、会員や団体運営にとって重要事項であるため、総会において別に細則等に定めることとするか、規約に金額を明記して定めることが望ましいです。
(資産の構成) 第 36 条 自治区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 区費 (3) 活動に伴う収入 (4) 資産から生じる果実 (5) その他の収入 【説明】 ①法人格を取得する主な目的が不動産等資産の保有であることから、規約上にすべての資産の構成を明らかにする必要があります。保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて規約上に掲げることもできますが、規約例第 1 号のとおり「別に定める財産目録記載の資産」として定めておくほうが簡便であると考えられます。 ＜法：第 260 条の 2 第 3 項第 8 号、第 260 条の 4＞
(資産の管理) 第 37 条 自治区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 【説明】

①資産の管理は、役員会の定める方法により代表者（区長）が行うことが適当と考えられます。
（資産の処分）
第 38 条 自治区の資産で第 36 条第 1 号に掲げるもののうち不動産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を要する。
【説明】
①不動産等の重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。原則として総会員の 4 分の 3 以上の同意が必要です。
（経費の支弁）
第 39 条 自治区の経費は、資産をもって支弁する。
【説明】
①経費の支弁（金銭の支払い）に関する出納その他会計事務は、役員として設けた会計が行うことが一般的です。
（事業計画及び予算）
第 40 条 自治区の事業計画及び予算は、区長が作成し、原則として毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。
【説明】
①認可地縁団体の重要事項として、事業計画及び予算は総会の議決を経るとともに、事業報告及び決算は総会の承認を受ける必要があります。
②通常総会を会計年度終了後に行う自治区は、年度開始前に事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会開催までの間は予算がないことになるので、規約例第 2 項のように定めておく必要があります。そうすることで、代表者（区長）の判断により収入支出が可能となります。
（事業報告及び決算）
第 41 条 自治区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事による監査を受け、毎会計年度毎に総会の承認を受けなければならない。
【説明】
①年度終了後に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算も併せて総会で承認を得る必要があります。
＜法：第 260 条の 4＞
（会計年度）
第 42 条 自治区の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、前条の規定にかかわらず、3 月分の収支については見込決算を含めることができるものとし、この場合は翌年度の第 1 回役員会で承認を受けることとする。
【説明】
①会計年度の定め方に制限はありません。「4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」とする団体が多いです。
第 8 章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第 43 条 この規約は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、豊田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【説明】

- ①規約の変更は、原則として総会員の 4 分の 3 以上の同意を得る必要があります。「総会員の 4 分の 3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきです。
- ②「規約の変更は、市町村長の認可を受けなければその効力を生じない」ため、総会での議決を得た後、市へ規約変更認可申請を行う必要があります。

＜法：第 260 条の 3＞

（解散）

第 44 条 自治区は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

【説明】

- ①認可地縁団体が解散することとなる法律上の事由として、破産（法第 260 条の 20 第 2 号）、認可の取消（第 3 号）、総会の決議（第 4 号）及び構成員の欠乏（第 5 号）があります。
- ②総会の決議による場合は、原則として総会員の 4 分の 3 以上の承諾が必要となります。「総会員の 4 分の 3」の定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思により解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

＜法：第 260 条の 20、第 260 条の 21＞

（残余財産の処分）

第 45 条 自治区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を得て、本自治区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【説明】

- ①残余財産の処分は、「解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する」ため、帰属権利者を指定することが適当と考えられます。認可地縁団体の目的から、残余財産を営利法人へ寄付することは適当でないとともに、会員への分配（構成員全員を帰属者に指定）についても、その地域で従前より共同使用し、ものによっては何世代にもわたって受け継いだものを解散時の構成員だけで分配することは適当でないと考えられます。
- ②当初から解散時の具体的な処分先を明らかにしておくことは困難であり、解散後に新たな認可地縁団体が生じることが考えられることから、「本自治区と類似の目的を有する団体」とすることが適当です。
- ③残余財産の処分は、解散議決と同様に認可地縁団体の重要事項として、総会員の 4 分の 3 以上の議決を経ることとして規定しておくことが望ましいです。

＜法：第 260 条の 31＞

第 9 章 雑 則

（備付け帳簿及び書類）

第 46 条 自治区の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備え置かなければならない。

（１）規約

（２）構成員名簿、役員名簿

- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産目録その他資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

【説明】

- ①事務所に財産目録及び構成員名簿を備え付けておく必要があります。規約、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿についても、会員として当然に知り得るものとして備え付けておくことが適当です。

＜法：第 260 条の 4＞

(委任)

第 47 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

【説明】

- ①規約の施行に関し必要な事項として細則等を定めることができますが、これを定める者は役員会のほか、「区長が別に定める」と規定することもできます。
- ②委任することについて総会の議決を経る必要がありますが、個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません。

別表 1

第 4 条に定める区域は以下のとおりとする。

〇〇町	△△	全部
	××	一部（■～■番地）

【説明】

- ①第 4 条で区域を「〇〇町の一部」とした場合は、必ずこの別表が必要です。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

【説明】

- ①認可地縁団体を設立しようとする総会を経て、市長の認可を受けてから、規約ははじめて効力が発生します。そのため、施行日は市長の認可日以降となります。

その他法改正等のポイント

令和 3 年 9 月 1 日から、規約に定めることにより、総会に出席しない区民の書面による表決に代えて、電磁的方法（パソコンや携帯電話等のデジタル機器を使用する方法）による表決も可能になりました。

令和 4 年 8 月 2 0 日から、認可地縁団体の総会は、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができるものとされました。また、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなし、総会の決議と同一の効果を有するものとされました。ただし、「構成員全員の承諾」であるため、個人単位で全員の承諾を得ることが必要です。

豊田市地域交流課 令和 7 年 3 月作成

地縁団体用自治区規約<参考例>

〇〇町自治区規約

私たちは、市民としての自覚と責任及び相互の信頼と協力に基づき、やすらぎとつながるおいに満ちたよりよい地域共同社会を創造するため、〇〇町自治区を組織し、ここに〇〇町自治区規約を定める。

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この自治区は、〇〇町自治区（以下「自治区」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 自治区は、以下に掲げるような地域住民のふれあいを基礎とし、住民自治の本旨に則って明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。

- (1) 地域住民、諸団体等の意見調整、連絡等に関する事。
- (2) 地域住民の相互扶助及び福祉に関する事。
- (3) 地域住民の生活環境整備及び生活安全に関する事。
- (4) 地域のコミュニティ活動の振興に関する事。
- (5) 集会施設の維持管理に関する事。
- (6) その他前各号に関連する事業。

(運営の基本理念)

第 3 条 自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提として民主的に運営されなければならない。

(区域)

第 4 条 自治区の区域は、〇〇町とする。

(主たる事務所)

第 5 条 自治区の主たる事務所は、〇〇〇区民会館におく。

第 2 章 会 員

(会員)

第 6 条 自治区の会員（以下「区民」という。）は、第 4 条に定める区域に住所を有する個人とする。

(入会)

第 7 条 第 4 条に定める区域に住所を有する個人で自治区に入会しようとする

者は、別に定める入会申込書を区長に提出しなければならない。

- 2 自治区は、前項の入会申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第8条 区民が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より別に定める退会届が区長に提出された場合
- 2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 組

(組)

第9条 自治区に組を設ける。

- 2 組の区域は、地理的及び社会的条件を考慮して定めるものとするが、概ね15世帯程度を標準とする。

(組長)

第10条 組に組長を置く。

- 2 組長の任期は、原則1年とし、組内の地域住民の持ち回りにより就任するものとする。
- 3 組長は、組内の地域住民の協力を得て次の事項を処理する。
 - (1) 地域住民の意見の取りまとめ及び自治区運営への参画
 - (2) 組内における行事の企画及び実施
 - (3) 地域住民の異動状況の把握及び連絡調整
 - (4) 区費等の徴収

第4章 役員

(役員)

第11条 自治区に次の役員を置く。

区 長	1 名
副区長	○名
会 計	○名
評議員	○名
監 事	○名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において、区民の中から選任する。

- 2 監事は区長、副区長及びその他の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 13 条 区長は自治区を代表し、区務を総括する。

- 2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは職務を代行する。
- 3 会計は、自治区の会計事務を掌理する。
- 4 評議員は、区務を審議する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本自治区の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めたときは、総会の招集を請求すること。

(任期)

第 14 条 役員の任期は〇年とし、留任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(相談役・顧問)

第 15 条 前区長をもって区の相談役とし、相談役は区長の要請により、会議等に出席して意見を述べることができる。

- 2 役員会は、市議会議員・学識経験者等の内から区の顧問を委嘱し、必要に応じて意見を求めることができる。

(部の設置等)

第 16 条 区長は、第 2 条に定める事業を実施するため、次の部を置き、役員又は区民の中から部長を指名する。なお、必要に応じて組長等のなかから部員を選任することができる。

(1) 総務部

- ・総会、評議員会、役員会等に係る準備、そのほか他の部に属しないことを担当する。
- ・自治区関係書類等の整理保存、自治区財産・備品等の管理、自治区規約等の検討等に関するものを行う。

(2) 広報部

- ・自治区だよりや各種案内、通知等の編集発行を行う。

(3) 環境防災部

- ・自治区内の防疫、清掃、ごみ減量、河川美化、道路愛護等の生活環境及び自主防災に関するものを担当する。
- ・部長は、市の環境委員を兼務する。
- ・指定ゴミ袋の斡旋事務等を取扱う。

(4) 交通防犯部

- ・交通安全、防犯思想の普及及び防犯灯に関することを担当する。
- ・部長は市の交通安全委員を兼務する。

(5) 体育文化部

- ・子ども会、高齢者クラブ、青年会、女性会等の連絡調整及びお祭り、盆おどり等ふれあい行事に関することを担当する。
- ・自治区諸団体会議及び共済制度に関することを担当する。

(6) 福祉部

- ・地域福祉思想の啓発、敬老会等に関することを担当する。
- ・社会福祉協議会関係事務を担当する。

(役員等の手当)

第 17 条 自治区は、役員等がその職務を遂行するうえで要する経費を支弁するため、手当を支給することができる。

2 前項の手当は運営細則で定め、予算の議決を受けなければならない。

(自治区事務員)

第 18 条 自治区には、事務員を置くことができる。

2 前項の事務員の任免、待遇等については役員会が運営細則で定める。

第 5 章 総 会

(総会の種別)

第 19 条 自治区の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、区民をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、この規約に定めるもののほか、自治区の運営に関する重要なことを議決する。

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 3 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 総区民の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、

その請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を示して、開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、区民の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条第 2 項各号に規定する議案を除く事項に関しては、世帯数の半数以上の出席があれば、開会することができる。

(区民の表決権)

第 26 条 区民は、総会において各々 1 箇の表決権を有する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号を除き、表決権は世帯で 1 箇とする。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 財産の処分に関すること。
- (3) 解散に関すること。

(総会の書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第 25 条及び次項の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。
- 3 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 区民の現在数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名をしなければならない。

第 6 章 役 員 会

（役員会の構成）

第 29 条 役員会は、第 11 条に定める者をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しないものとする。

（役員会の権能）

第 30 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （１）総会に付議すべき事項
- （２）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （３）その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第 31 条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

- 2 区長は、役員の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第 32 条 役員会の議長は、区長がこれにあたる。

（役員会の定足数等）

第 33 条 役員会には、第 25 条第 1 項及び第 27 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（諸団体会議）

第 34 条 自治区は、第 2 条の目的を達成するため、必要に応じて自治区内諸団体会議を開催する。

- 2 諸団体会議は、個人、グループ等を含め、その都度必要な出席範囲を区長が決めて招集する。
- 3 諸団体会議の議題は、すべての区民が提案できる。

第 7 章 財 務

（区費）

第 35 条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

(資産の構成)

第 36 条 自治区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 自治区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 38 条 自治区の資産で第 36 条第 1 号に掲げるもののうち不動産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 39 条 自治区の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 40 条 自治区の事業計画及び予算は、区長が作成し、原則として毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 41 条 自治区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事による監査を受け、毎会計年度毎に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 42 条 自治区の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、前条の規定にかかわらず、3 月分の収支については見込決算を含めることができるものとし、この場合は翌年度の第 1 回役員会で承認を受けることとする。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 43 条 この規約は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、豊田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 44 条 自治区は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 45 条 自治区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を得て、本自治区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 46 条 自治区の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を事務所に備え置かなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員名簿、役員名簿
- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産目録その他資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第 47 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

別表 1

第 4 条に定める区域は以下のとおりとする。

〇〇町	△△	全部
	××	一部 (■～■番地)

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

設立総会の議事録＜参考例＞

〇〇年度〇〇自治区総会議事録

- 1 日 時 年 月 日
 午後 時 分から 時 分まで
- 2 場 所 ○ ○ ○ ○
- 3 構成員 〇〇 名 出席者 〇〇 名
(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む)
- 4 議 題 (1) 地縁団体認可申請書について
 (2) 〇〇自治区規約について
 (3) 構成員の確定について
 (4) 代表者の決定について
 (5) 資産の確定について
- 5 議 事 ・出席者〇〇名のうち書面表決者及び表決委任者〇〇名で構
 成員の過半数以上で総会の有効を宣言し開会した。
 ・〇〇さんを議長に選任した。
 ・議事録署名者に〇〇さんと〇〇さんの2人を選任した。
 ・第1号議案、地縁団体認可申請について〇〇さんより趣旨
 を説明した後、質疑に入った。
 (質疑、答弁の概要を記載すること)
 ・採決の結果、全員異議なく原案どおり決定した。
 ・第2号議案、〇〇自治区規約について
 (第1号議案と同じ要領で記載)
 ・以下議案について同じ要領で記載
 ・以上で、付議された議案はすべて議了し〇〇自治区総会を
 閉会した。

〇〇時〇〇分 閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

議 長	○	○	○	○
署名者	○	○	○	○
	○	○	○	○

規約で「議長、議事録署名人の署名捺印が必要」と規定している場合は印が必要

自治区会員名簿<参考例>

自治区会員名簿（世帯票）

世帯主氏名		電 話
組番号		整理番号
住 所		
豊田市 町 丁目 番地		
棟 号		
氏 名		備 考
家 族 構 成		

承 諾 書

私は、 自治区の代表者に就任することを承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名（自署すること）

承諾書<記入例>

承 諾 書

私は、 自治区の代表者に就任することを承諾いたします。

団体名

〇〇年 〇月 〇日

総会日又はそれ以降の日付を記載

住 所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏 名 (自署すること) 〇 〇 〇 〇

新代表者の住所、氏名を自署

承 諾 書

自治区内の自治会（ ）が、
地方自治法第260条の2による地縁による団体に申請にすることを
承諾します。

年 月 日

住 所

自治区区長

氏 名 （自署すること）

承諾書<記入例>

自治区内の一部が認可地縁団体に申請する場合は、
その地縁による団体が属している**自治区の区長から承諾書**をもらうこと

承 諾 書

地縁による団体が属している
自治区名

地縁による団体名

△ △ 自治区内の自治会（ ○ ○ ○ **自治会** ）が、
地方自治法第260条の2による地縁による団体に申請にすることを
承諾します。

○○年 ○月 ○日

総会日又はそれ以降の日付を記載

住 所 **豊田市○○町○丁目○○番地**

△ △ 自治区区長

氏 名 ○ ○ ○ ○

地縁による団体が属している自治区の
自治区名、住所、区長名を記載

設立総会の準備について

- 1 期日の決定
- 2 会場の確保
- 3 開催通知文の作成・発送 総会開催通知例
委任状例
書面表決例
- 4 議案の作成 設立総会議案例
 - ①地縁団体の認可申請について
(認可申請する旨の議決)
 - ②規約について
 - ③構成員の確定について
 - ④代表者の決定について
 - ⑤資産の確定について 保有資産目録

総会開催通知<参考例>

年 月 日

様

〇 〇自治区
区 長 〇 〇 〇 〇

〇 〇 自治区総会の開催について

〇〇の候、ますますのご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、自治区は一定の手続きを行い、法人格を取得し、不動産に関する権利等を有する地縁団体となることができるようになりました。そこで、当自治区所有の不動産を、自治区名義の登記をし、管理を明確にしたいと考えております。

つきましては、「地縁団体認可申請」について下記により、自治区総会を開催いたしますので、ご出席くださるご案内いたします。

記

- 1 日時 年 月 日 (曜日)
- 2 場所 〇 〇 〇 〇
- 3 議題 (1) 地縁団体認可申請について
(2) 〇〇自治区規約について
(3) 構成員の確定について
(4) 代表者の決定について
(5) 資産の確定について
- 4 その他 当日、欠席の場合はお手数ですが別添の委任状又は、書面表決書をご提出くださるようお願いいたします。

委任状<参考例>

委任状

住 所（総会出席者） 豊田市

氏 名（総会出席者）

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

年 月 日開催の ○○ 自治区総会における出席及び議決に関すること。

年 月 日

住 所 豊田市

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

書面表決<参考例>

書 面 表 決

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日開催される〇〇自治区総会に出席できないので、
規約第〇〇条の規定により下記のとおり書面表決いたします。

第1号議案	地縁団体認可申請について	賛	否
第2号議案	〇〇自治区規約について	賛	否
第3号議案	構成員の確定について	賛	否
第4号議案	代表者の決定について	賛	否
第5号議案	資産の確認について	賛	否

※各議案について、賛成の方には“賛”に、反対の方は“否”に ○ 印で
表示してください。

設立総会議案<参考例>

〇 〇 自 治 区 総 会

- 1 総会開会宣言
- 2 総会設立の宣言
- 3 議長の選出
- 4 議事録署名者の選任
- 5 議 事

第1号議案 地縁団体認可申請について

第2号議案 〇〇自治区規約について

第3号議案 構成員の確定について

第4号議案 代表者の決定について

第5号議案 資産の確定について

- 6 総会閉会宣言

年 月 日
会場 〇 〇 〇 〇

第1号議案

地縁団体認可申請について

当自治区は地方自治法第260条の2第1項の規定による認可申請を行うものとする。

第2号議案

〇〇自治区規約について

〇〇自治区規約を別紙のとおり定める。

第3号議案

構成員の確定について

当自治区の構成員は、 年 月 日現在 人であることを確認する。

第4号議案

代表者の決定について

〇〇自治区の代表者を次のとおり定める。

住 所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇
氏 名 〇 〇 〇 〇

第5号議案

資産の確定について

当自治区の保有する資産は別紙資産目録のとおりとする。

設立総会の進め方<参考例>

1 総会開催の趣旨説明

2 総会開会宣言

3 総会成立の旨報告

(会員数〇名、本日の出席者〇名です。したがって本総会は成立しました。)

4 議長の選出

(本総会の議長は〇〇さんをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。)

議長：議長席につき、挨拶

5 議事録署名者の指名

(本総会の議事録署名者に〇〇さんと〇〇さんの2名を指名いたします。これにご異議ありませんか。ご異議なしと認め、〇〇さんと〇〇さんをお願いします。)

6 第1号議案 地縁団体認可申請についてを議題といたします。

・議案説明

・質疑

(只今ご説明いたしました、何かご意見ありませんか?)

・採決

(では、本件について採決いたします。本件について、承認することにご異議ありませんか。……ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。)

7 第2号議案 〇〇自治区規約についてを議題といたします。

・議案説明

・質疑

(只今ご説明いたしました、何かご意見ありませんか。)

・採決

(では、本件について採決いたします。本件について、承諾することにご異議ありませんか。……ご異議なしと認め、承諾することに決定いたしました。)

8 第3号議案 構成員の確定についてを議題といたします。

・議案説明

・質疑

(只今ご説明いたしましたが、何かご意見ありませんか。)

・採決

(では、本件について採決いたします。本件について、承諾することにご異議ありませんか。……ご異議なしと認め、承諾することに決定いたしました。)

9 第4号議案 代表者の決定についてを議題といたします。

・議案説明

・質疑

(只今ご説明いたしましたが、何かご意見ありませんか。)

・採決

(では、本件について採決いたします。本件について、承諾することにご異議ありませんか。……ご異議なしと認め、承諾することに決定いたしました。)

10 第5号議案 資産の確定についてを議題といたします。

・議案説明

・質疑

(只今ご説明いたしましたが、何かご意見ありませんか。)

・採決

(では、本件について採決いたします。本件について、承諾することにご異議ありませんか。……ご異議なしと認め、承諾することに決定いたしました。)

以上で本日予定しました議案の審議をすべて終了しました。

11 報告事項等

12 総会の閉会宣言

保有資産目録

自治区
____年 ____月 ____日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の 種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量
1
2
3

保有予定資産目録

自治区
____年 ____月 ____日現在

1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

保有資産目録<記入例>

保 有 資 産 目 録

〇 〇 自治区

〇〇年 〇月 〇日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建 物

名 称	延床面積	所在地
〇〇区民会館	150.12 m ²	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

〇〇区民会館等の名称が付されている場合はこれによること。
そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること

各階ごとに算出された床面積の合計を記入

市区町村内の地番及び家屋番号まで記載

イ 土 地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	123.45 m ²	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
山林	560.50 m ²	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとする

市区町村内の地番まで記載すること

不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること

不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする

土地、建物及び立木の区分による

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量
1
2
3

国債、地方債、社債については、銘柄、券面金額及び取得金額を記入すること。その他の資産については、当該資産の種類、取得金額及び取得数量を記入する

保有予定資産目録<記入例>

保有予定資産目録

○ ○ 自治区

〇〇年 〇月 〇日現在

市区町村内の地番及び家屋
番号まで記載

1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の所在地
建物	平成〇〇年〇月〇日	〇〇 〇〇	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

売買等により不動産の所有
権を取得する予定時期を少
なくとも年月まで記載

土地、建物及び立木の
区分による

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土地	地上権	〇〇年〇月〇日
車両	所有権	〇〇年〇月〇日

不動産登記法第3条各号に掲げる
権原のうち「所有権」を除くもの

地縁団体認可審査票※

※認可申請があった際に、市が使用している審査票です。
提出の必要はございませんが、必要に応じて御参考ください。

地縁団体認可審査票

1 申請書の内容

1	申請団体名	自治区	
2	事務所所在地		
3	申請者住所 氏名		
4	受付年月日	令和 年 月 日	
5 関係書類の状況	(1) 申請書	可	不可
	(2) 規約	可	不可
	(3) 議事録	可	不可
	(4) 構成員名簿	可	不可
	(5) 地域的共同活動を証する書類（総会資料）	可	不可
	(6) 代表者を証する書類	可	不可
	(7) 承諾書（区長）※自治区以外時添付	可	不可
	(8) 区域図	可	不可
審査結果		認可	不認可

2 規約の内容

1	目的	可	不可
	良好な地域社会の維持及び形成に資する規定があること	有	無
2	名称	可	不可
3	区域	可	不可
4	事務所の所在地	可	不可
5	構成員の資格に関する事項	可	不可
	(1) 住所を有する個人が会員になり得ること	有	無
	(2) 個人の加入を拒んではならないこと	有	無
6	代表者に関する事項	可	不可
	(1) 選出方法の規定	有	無
	(2) 任期の規定	有	無
	(3) 代表者の権限の規定	有	無
7	会議に関する事項	可	不可
8	資産に関する事項	可	不可
審査結果		可	不可

3 議事録の内容

1 総会開催年月日	有	無
2 総会開催場所	有	無
3 出席者	可	不可
4 議題の議決状況	可	不可
(1) 地縁団体認可申請について	有	無
(2) 新規約について	有	無
(3) 構成員の確定について	有	無
(4) 代表者の決定について	有	無
(5) 保有資産の確定について	有	無
5 議事録署名人(2人)	有	無
審査結果	可	不可

4 構成員名簿

1 構成員	人	
2 地区内住民数(庶務課統計: 現在)	人	
3 大多数の加入(概ね50%以上)	可	不可
審査結果	可	不可

年 月 日

豊 田 市 長 様
(地域交流課 扱い)

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 名称の変更 | ② 事務所の所在地の変更 |
| ③ 区域の変更 | ④ 規約に定める目的の変更 |
| ⑤ 代表者に関する事項の変更 | ⑥ その他の事項の変更 |

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

上記1に記した事項に変更が生じたため

告示事項変更届出書<記入例>

豊 田 市 長 様
(地域交流課 扱い)

〇〇年 〇月 〇日

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇 〇 自治区

所在地 豊田市〇〇町〇丁目〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇 〇 〇 〇

住 所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地

● 変更の年月日 以前の日付で『告示事項変更届出書』を提出する場合も、新代表者名を記載する。

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

該当する項目に○印をする。

1 変更があった事項及びその内容

① 名称の変更

③ 区域の変更

⑤ 代表者に関する事項の変更

② 事務所の所在地の変更

④ 規約に定める目的の変更

⑥ その他の事項の変更

2 変更の年月日

〇〇年 〇月 〇日

3 変更の理由

上記1に記した事項に変更が生じたため

実際に事項が変更する年月日を記入する

例) 4月1日に新代表者が就任する場合：4月1日
総会日に新代表者が就任する場合：総会日

代表者に関する事項の変更内容説明資料

変 更 前
<代表者の住所>
<代表者の氏名>

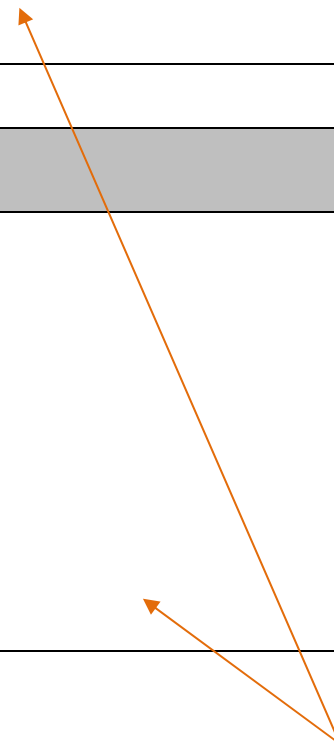
変 更 後
<代表者の住所>
<代表者の氏名>

告示事項変更届出書別紙<記入例>

代表者に関する事項の変更内容説明資料

変 更 前
<代表者の住所> 豊田市西町〇〇丁目△△番地
<代表者の氏名> 豊田 太郎

変 更 後
<代表者の住所> 豊田市西町××丁目〇〇番地
<代表者の氏名> 豊田 花子



新旧代表者の氏名及び住所をご記入ください。

年 月 日

豊 田 市 長 様
(地域交流課 扱い)

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項による規約の変更の認可を受けたいので、
別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
・新規約 ・変更事項の説明
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
・総会の議事録の写し

規約変更認可申請書<記入例>

総会日以降の日付を記入する

〇〇年 〇月 〇日

豊 田 市 長 様
(地域交流課 扱い)

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇 〇 自治区

所在地 豊田市〇〇町〇丁目〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇 〇 〇 〇

住 所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項による規約の変更の認可を受けたいので、
別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
・新規約 ・変更事項の説明
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
・総会の議事録の写し

規約の変更内容及び理由説明資料<参考例>

〇〇自治区規約の変更について

1 内容の変更

変 更 前	変 更 後
(役員) 第△条 自治区に次の役員を置く。 区 長 1 名 副区長 <u>1 名</u> 会 計 1 名 評議員 1 名 監 事 3 名	(役員) 第△条 自治区に次の役員を置く。 区 長 1 名 副区長 <u>2 名</u> 会 計 1 名 評議員 1 名 監 事 3 名

2 変更理由

現在 1 名である副区長について、自治区運營業務の増加に伴い、2 名に増員するもの。

代表者変更の際の総会議事録<参考例>

〇〇年度 〇〇自治区（自治会）総会議事録

1. 開催日時 : 〇〇年〇月〇日（〇）
〇時〇〇分～〇時〇〇分
2. 場 所 : 〇〇集会所
3. 総世帯数 : 〇〇世帯
3. 出席者 : 〇〇世帯（委任状・書面議決・Web サイトからの表決者を含む）。総世帯の、〇分の〇以上の出席により総会成立。
4. 議 事 :

代表者交代は**世帯単位**での議決可

委任状・書面議決・電磁的方法による表決者が含まれる場合は、このように記載する。

* 議事録に詳細の記載を省略する場合は、総会資料を添付すること

1号議案：〇〇年度事業報告
上記議案について、賛成多数で可決した。

2号議案：〇〇年度会計収支決算報告
上記議案について、賛成多数で可決した。

3号議案：〇〇年度事業計画
上記議案について、賛成多数で可決した。

4号議案：〇〇年度予算
上記議案について、賛成多数で可決した。

新代表者の氏名が確認できる
ことが必要

5号議案：〇〇年度役員選任
上記議案について、賛成多数で可決され、〇〇〇〇氏が自治区（自治会）
長として選任された。

規約で「議長、議事録署名人の
署名捺印が必要」と規定してい
る場合は印が必要

以上、議事と相違ないことを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

議長

議事録署名人

議事録署名人

規約変更の際の総会議事録<参考例>

〇〇年度 〇〇自治区（自治会）総会議事録

1. 開催日時 : 〇〇年〇月〇日（〇）
〇時〇〇分～〇時〇〇分
2. 場 所 : 〇〇集会所
3. 総会員数 : 〇〇〇名
4. 出席者数 : 〇〇〇名（委任状・書面議決・電子メールによる表決を含む）
5. 議事 :

* 議事録に詳細の記載を省略する場合は、総会資料を添付すること

1号議案：〇〇年度事業報告
上記議案について、賛成多数で可決した。

2号議案：〇〇年度会計収支決算報告
上記議案について、賛成多数で可決した。

3号議案：〇〇年度事業計画
上記議案について、賛成多数で可決した。

4号議案：〇〇年度予算
上記議案について、賛成多数で可決した。

5号議案：〇〇年度役員選任
上記議案について、賛成多数で可決した。

6号議案：規約の改正について
上記議案について、総区民（〇〇〇名）の4分の3以上の賛成多数により可決した。

規約の変更の場合は、総区民の4分の3以上で議決を得ることが必要

※規約で別途定めている場合は、その規定に従うこと。

以上、議事と相違ないことを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

規約で「議長、議事録署名人の署名捺印が必要」と規定している場合は印が必要

議長

議事録署名人

議事録署名人

年 月 日

豊 田 市 長 様
(地域交流課 扱い)

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の
所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 1 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項の規定による申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書<記入例>

〇〇年 〇月 〇日

豊田市長様
(地域交流課 扱い)

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の
所在地

名 称 〇 〇 自治区

所在地 豊田市〇〇町〇丁目〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇 〇 〇 〇

住 所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の4第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等をするため公告をしてほしいとします。

〇〇区民会館等の名称が付されている場合はこれによること。
そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること

記

各階ごとに算出された床面積の合計を記入

市区町村内の地番及び家屋番号まで記載

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇町区民会館	100㎡	所在：〇〇町〇丁目〇〇番 家屋番号：〇〇番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	123.45㎡	〇〇町〇丁目〇〇番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 ① 〇〇町区民会館 〇〇町〇丁目〇〇番地 豊田 太郎
② 宅地 〇〇町〇丁目〇〇番地 豊田 太郎

市区町村内の地番まで記載すること

不動産登記規則第99条に定める区分に従って記載

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の4第1項の規定による申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の4第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること

年 月 日

豊田市長 様

申請者

住 所

氏 名

認可地縁団体証明原

下記団体は地方自治法第260条の2により認可された地縁団体であることを証明してください。

記

1 名 称

(自治区)

2 事務所所在地

豊田市

3 代表者住所氏名 ☐ 申請者と同じ場合 (記入不要)
☐ 申請者と代表者が異なる場合 (下へ記入↓)

住 所

氏 名

4 必要部数

部

※手数料250円/通

5 申請理由 *該当する項目に○をつけてください。

(1) 土地等の登記のため (2) 記載事項の確認

(3) その他 ()

地域交流課記入欄

認可地縁団体証明願<記入例>

〇〇年 〇月 〇日

豊田市長 様

申請はどなたでも可能

申請者

住 所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 〇 〇 〇 〇

認可地縁団体証明原

下記団体は地方自治法第260条の2により認可された地縁団体であることを証明してください。

記

証明が必要な認可地縁団体名を記入

1 名 称

〇 〇 (自治区)

2 事務所所在地

豊田市 〇〇町〇〇丁目〇〇番地

3 代表者住所氏名 ☒ 申請者と同じ場合 (記入不要)

☐ 申請者と代表者が異なる場合 (下へ記入↓)

住 所

氏 名

代表者以外の方が申請する場合…

「申請者と代表者が異なる場合」に☒を入れ、
代表者の住所・氏名を記入

4 必要部数

1 部

※手数料250円/通

5 申請理由 *該当する項目に○をつけてください。

(1) 土地等の登記のため (2) 記載事項の確認

(3) その他 ()

証明書の必要部数の記入
及び申請理由を選択

地域交流課記入欄

問合せ

豊田市役所 地域交流課